

千葉県開発審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県開発審査会条例（平成4年千葉県条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、千葉県開発審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 審査会は、会長が必要と認める都度招集するものとする。

(招集)

第3条 審査会の会議の招集は、会議の5日前までに、日時・場所及び議案を委員に通知して行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(秩序の保持)

第4条 会長は、会議を主宰し、議場の秩序を保持する。

(会議の非公開)

第5条 会議は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第50条第3項の規定による場合のほかは、これを公開しない。

(議事録)

第6条 会長は、議事録を作成させ、指名する委員2名に署名させるものとする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、都市局建築部建築管理課において処理する。

附 則

この要綱は、平成4年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。